

助成金申請書類作成の手引き

令和2年10月
燃料電池自動車用水素供給設備
需要創出活動費支援事業
(設備運営費)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5159

ホームページ：

https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen_act/index.html

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

1	事業概要	1
1.1	目的	1
1.2	事業スキーム	1
1.3	スケジュールフロー	2
2	助成内容	3
2.1	助成対象者（交付要綱第3条参照）	3
2.2	助成対象経費（交付要綱第4条参照）	3
2.3	助成対象期間（交付要綱第5条参照）	4
2.4	助成金額（交付要綱第6条参照）	4
3	交付申請	6
3.1	申請手続き（交付要綱第7条参照）	6
3.2	申請書類の提出（交付要綱第7条参照）	7
3.3	申請にあたっての留意事項	7
3.4	交付決定（交付要綱第8条参照）	7
3.5	助成金交付の条件（交付要綱第9条参照）	8
3.6	申請の撤回（交付要綱第10条参照）	8
3.7	助成事業の内容変更に伴う申請等（交付要綱第11条参照）	8
3.8	実績報告（交付要綱第12条参照）	9
3.9	助成金の額の確定（交付要綱第13条参照）	9
3.10	助成金の請求及び交付（交付要綱第14条参照）	9
4	その他	10
4.1	債権譲渡の禁止（交付要綱第15条参照）	10
4.2	交付決定の取消し（交付要綱第16条参照）	10
4.3	助成金の返還（交付要綱第17条参照）	10
4.4	違約加算金（交付要綱第18条参照）	10
4.5	延滞金（交付要綱第19条参照）	11
4.6	他の助成金等の一時停止等（交付要綱第20条参照）	11
4.7	助成事業の経理（交付要綱第21条参照）	11
5	提出書類チェックリスト及び様式記入時ポイント	12

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 当法人は、必要に応じて本事業の実施状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

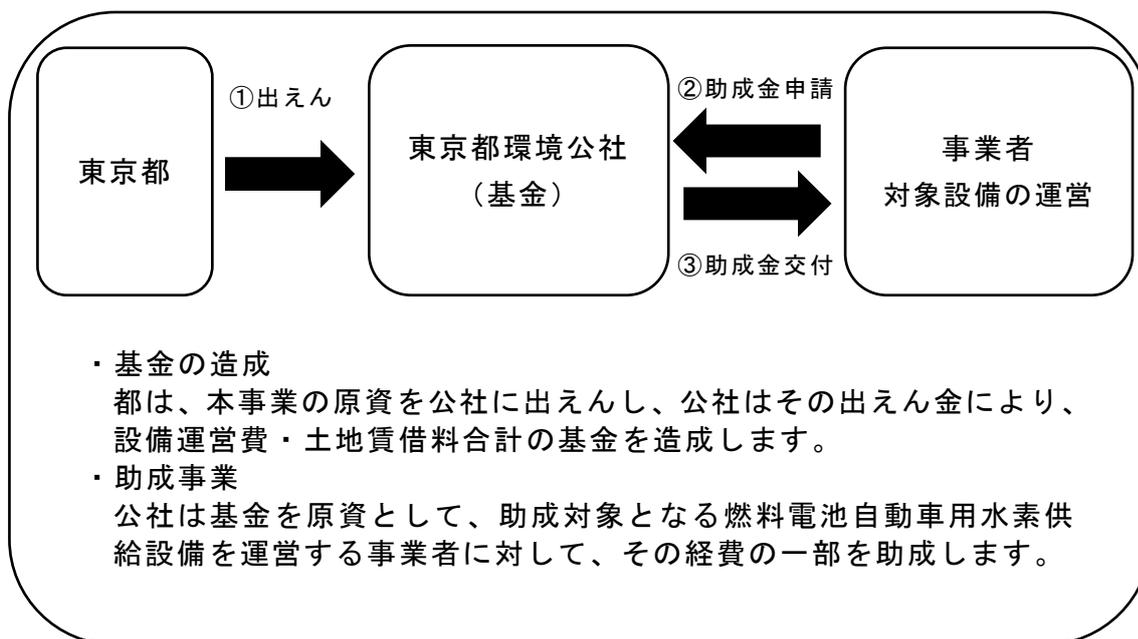
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

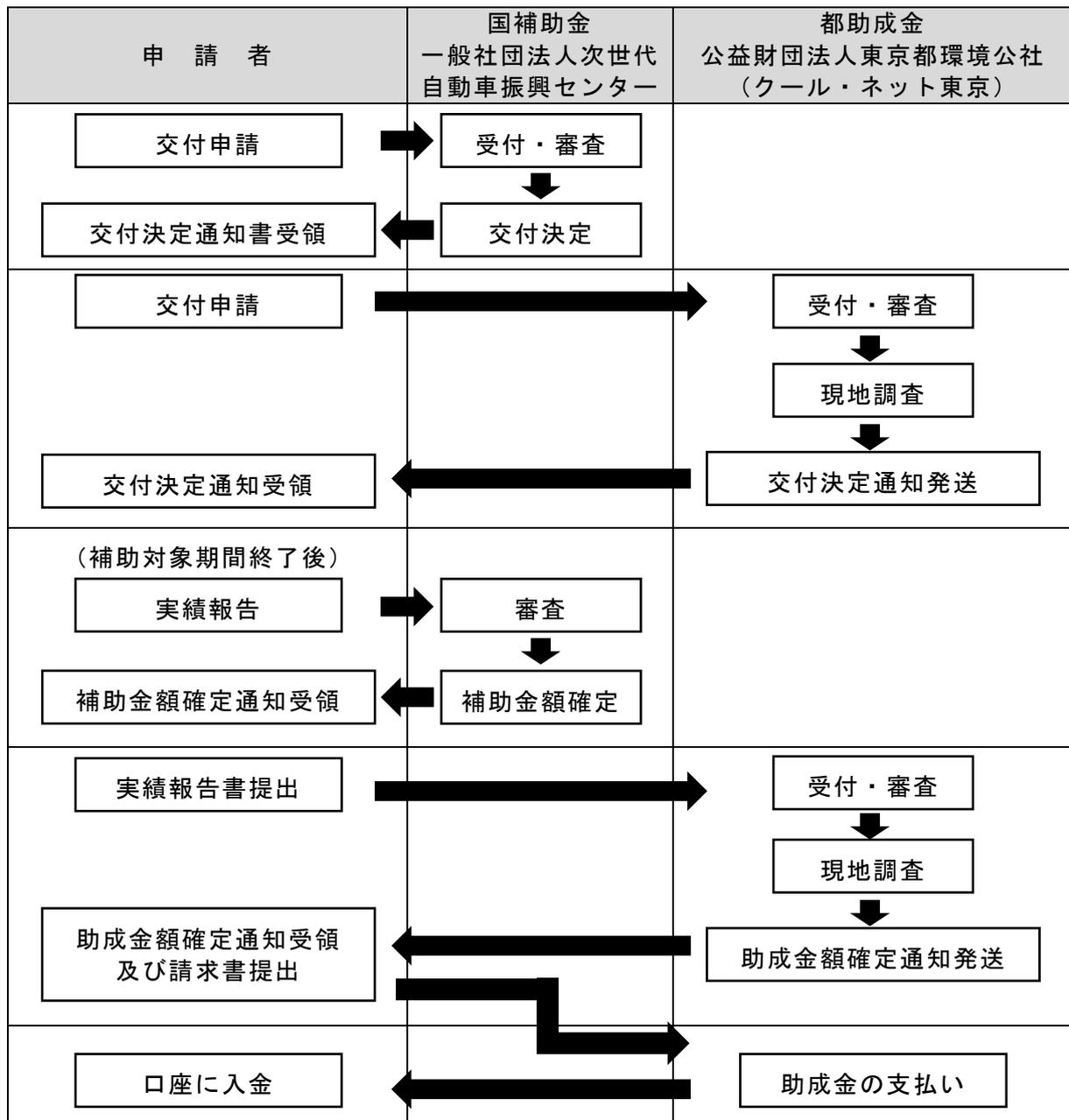
1.1 目的

燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、事業者の燃料電池自動車用水素供給設備の運営において、その設備運営費の一部を助成することにより、東京都内（以下「都内」という。）における水素供給設備の導入を促進することを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



※ 交付申請時、公社は申請書類の内容を確認し、助成金を交付すべきものと認めるときは、公社の基金の範囲で、本助成金の交付を決定します。

※ 公社が受付した申請書類に不備がある場合、公社が申請者に修正を求めた日の翌日から起算して 20 日以内に、申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請は、撤回されたものとみなすことがあります。

※ 助成期間終了後、公社は実績報告の内容を確認し、交付決定の内容及び付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定します。

※ 公社は請求書の受理後、助成対象者に対し、助成対象者が指定した口座に助成金を支払います。

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、経済産業省が実施する「燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業」（以下「国活動費補助事業」という。）に係る補助金（以下「国活動費補助金」という。）の交付決定を受けた水素供給設備を継続して都内で運営する大規模事業者及び中小事業者とします。

ただし、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第4条第1項第1号アからオまでに掲げる場合に該当するものは、中小事業者から除きます。

なお、以下に該当するものは除きます。

過去に税金の滞納があるもの

刑事上の処分を受けているもの

東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等

その他、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

2.2 助成対象経費（交付要綱第4条参照）

本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、「2.3 助成対象期間」に定める助成対象期間に係る国活動費補助金の交付決定を受けた設備運営費（人件費については上限額があります）として、以下の表1のとおりとします。

表1 助成対象経費

内訳		定義
新規需要創出活動費	人件費	新規需要創出活動に直接従事する者の作業時間に対する人件費
	修繕費	新規需要創出活動に供されている固定資産の修理、通常の維持管理に係る経費。設備補修費、定期点検費、性能評価費、パソコン保守料など保守契約料、建物などの維持管理のための保守料等 ※なお、設備ごとに初期トラブルに伴う費用とその他の違いを把握できるように記載すること。
	警備費	水素供給設備の警備業務に係る経費
	水道光熱費	電気料及び水道料
	通信費	固定電話料、インターネット回線使用料、郵送料、宅配便料等
	備品費	新規需要創出活動に必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもので、固定資産に計上されないもの）の購入・製造に必要な経費。工具、器具、事務用備品費等
	消耗品費	新規需要創出活動に必要な物品であって、備品費に属さないものの購入に必要な経費。事務用品費、消耗部品費、不活性ガス費等
	賃借料	POSシステム、パソコン/ソフト、事務機器/什器等の賃借及びリース料

	印刷費	新規需要創出活動で使用する広報用資料等の印刷に係る経費。パンフレット、リーフレット等
	業務委託費	新規需要創出活動に係る業務委託の経費
	外注費	水素供給設備への原料水素の輸送費等
	保険料	火災保険その他の損害保険料
	その他	新規需要創出活動に必要であって、上述のいずれの区分にも属さない経費。原則として、当該事業のために使用されることが特定及び確認できるもの
管理費	一般管理費	「公共建築工事積算基準」に準じた一般管理費（利益排除後の助成対象経費に10.27%を乗じた金額）
	諸経費	その他必要な経費

- 注1 「新規需要創出活動」とは、水素供給設備の運営を通じて行う燃料電池自動車の需要を喚起するための活動をいいます。
- 注2 国補助金の交付決定を受けて整備された集中製造設備を用いた新規需要創出活動に係る費用は、供給先の水素供給設備に水素を供給するための費用に限り、当該供給先の水素供給設備の費用に計上できます。複数の供給先水素供給設備に供給する場合、供給水素量など合理的な根拠を示して按分して計上ください。
- 注3 移動式の水素供給設備の助成対象経費は、都内での運営に係る経費として明らかなものに限ります。
- 注4 消費税及び地方消費税は除きます。
- 注5 助成対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合にあつては、利益等を排除した経費を助成対象経費とするものとします。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合においてはこの限りではありません。

2.3 助成対象期間（交付要綱第5条参照）

助成対象期間は、国活動費補助金の交付決定日と水素供給設備の運営開始日のいずれか遅い日から、申請年度の2月末日までとします。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

助成金額は、助成対象者の種別に応じて次に掲げる金額とします。本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。ただし、各助成対象者の上限額は以下のとおりとします。

- ・大規模事業者
助成対象経費から国補助額（国活動費補助金の確定額をいう。以下同じ）に $3/2$ を乗じた額を差し引いた額の $1/2$ の額
- ・中小事業者
助成対象経費から国補助額に $3/2$ を乗じた額を差し引いた額

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

申請受付期限

受付期限 令和3年2月26日（金曜日）

本助成金の交付申請をしようとする助成対象者は、国活動費補助金の交付決定通知を受けた後に（既に国活動費補助金の交付決定を受けた場合にあつては、本助成金の申請受付開始後に）、速やかに令和3年2月26日（天災地変等申請者の責めに帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、公社が認める期間）までに交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び以下の表2に掲げる書類をとりまとめた上で受付期限までに原則郵送にて提出してください。

申請は、次の内容に該当するものとします。

- ・ 複数の水素供給設備に関し申請をする場合にあつては、1設備毎に行うこと。移動式においては1台の車両毎に行うこと。
- ・ 助成対象期間において実施する水素供給設備の運営に要する経費であること。
- ・ 助成対象経費の支払いが手形によるものではないこと。

なお、申請は、先着順に受け付けるものとし、本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を終了します。予算超過日に複数の申請があつた場合は、当該複数の申請について抽選を行い、本助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

表2 交付申請書添付書類

書類名	備考
国活動費補助金の申請書	<ul style="list-style-type: none">● 国活動費補助金の交付規程（以下「国規程」という。）第6条第1項に基づく一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）への申請に係る以下の書類の写し<ul style="list-style-type: none">➢ 交付申請書及び付表1➢ 新規需要創出活動計画書
国活動費補助金の交付決定通知書	<ul style="list-style-type: none">● 国規程第7条第2項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書（様式第2）の写し
都内での運営に係る経費であることが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none">● 移動式の水素供給設備において、東京都外でも運営する場合は、都内での運営に係る部分を説明するもの
その他公社が定めるもの	

3.2 申請書類の提出（交付要綱第7条参照）

＜提出方法＞

原則、経済産業省の電子申請システム「J グランツ」を活用して申請書類をアップロードしてください。様式は「J グランツ」上又は公社のホームページからダウンロードしてお使いください。「J グランツ」を活用した電子申請にあたっては、G ビズ ID の取得（無料）が必要です。申請から取得まで 2～3 週間を要しますのでお早めに準備してください。

「J グランツ」の操作方法は「J グランツ」のクイックマニュアル等をご参照ください。具体的な申請手法は個別に公社までご連絡ください。

＜J グランツにおける設備運営費のページ＞

<https://mng.jgrants.go.jp/subsidy/490>

＜申請様式のダウンロードページ＞

https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen_act/index.html

＜G ビズ ID のページ＞

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

3.3 申請にあたっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- (2) 審査中の途中経過に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめ御了承ください。
- (3) 選考に係わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・提出等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- (4) 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (5) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

3.4 交付決定（交付要綱第8条参照）

公社は、本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。

本助成金を交付する場合にあつては交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあつては不交付決定通知書（第4号様式）により通知します。

3.5 助成金交付の条件（交付要綱第9条参照）

公社は、交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとします。

- （1）公社が本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- （2）公社が本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、延滞金を納付すること。
- （3）公社が本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業（以下「助成事業」という。）の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

3.6 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

被交付者は、本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

3.7 助成事業の内容変更に伴う申請等（交付要綱第11条参照）

被交付者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業内容変更申請書（第6号様式）を提出しなければなりません。

公社は、変更の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認し、その旨を助成事業内容変更申請承認通知書（第7号様式）により、通知します。

なお、承認に当たり、必要に応じ条件を付する場合があります。

- ・ 助成事業の内容（ただし事業の目的・効果に影響を与えない事業計画の細部の変更である場合を除く）を変更しようとするとき。
- ・ 助成事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
- ・ 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

上記の内容の変更は、次に掲げるものとします。

- ・ 水素供給設備の仕様又は能力
- ・ 水素供給設備を設置する事業所住所
- ・ 移動式水素供給設備の運営場所及び場所数
- ・ 運営開始日の大幅な変更
- ・ その他公社が本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認める内容

被交付者は、被交付者の住所、名称、代表者氏名及び登録印の変更があった場合は、速やかに変更届出書（第8号様式）を提出してください。

3.8 実績報告（交付要綱第12条参照）

被交付者は、国活動費補助金において交付すべき額が確定し、その旨の通知を受けた日から起算して30日以内に、実績報告書（第9号様式）その他表3に掲げる書類により助成事業の実績について公社に報告しなければなりません。

表3 実績報告書添付書類

書類名	備考
国活動費補助金の実績報告書	<ul style="list-style-type: none">● 国規程第14条第1項に基づくセンターへの実績報告に係る以下の書類の写し<ul style="list-style-type: none">➤ 実績報告書（様式第8）➤ 実績報告書記入用計算シート（様式8添3）➤ 補助対象経費明細書（最終確定）（様式細4-2別添）➤ 利益排除後の補助対象経費の計算シート（様式8添付1-1）➤ 報告書様式H-2➤ 報告書様式H-3➤ 報告書様式H-6➤ 活動報告
国活動費補助金の確定通知書	<ul style="list-style-type: none">● 国規程第15条第1項の規定に基づきセンターが発行する確定通知書（様式第10）の写し
その他公社が定めるもの	

3.9 助成金の額の確定（交付要綱第13条参照）

公社は、実績報告を受理し、当該報告に係わる審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る内容が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する助成金の額を確定し、速やかに被交付者に対して額の確定通知書（第10号様式）により通知するものとします。

3.10 助成金の請求及び交付（交付要綱第14条参照）

被交付者は、額の確定通知書を受けた後、公社に請求書（第11号様式）を提出しなければなりません。

公社は、請求書を受領した後、指定の口座に振込の手続きを行います。

4 その他

4.1 債権譲渡の禁止（交付要綱第15条参照）

被交付者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはいけません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

4.2 交付決定の取消し（交付要綱第16条参照）

次に掲げる事項に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

4.3 助成金の返還（交付要綱第17条参照）

公社は、被交付者に対し、「4.2 交付決定の取消し」による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求します。

被交付者は、本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。

被交付者は、本助成金の返還をしたときは、公社に対し、返還報告書（第12号様式）を提出してください。

4.4 違約加算金（交付要綱第18条参照）

公社は、「4.3 助成金の返還」による返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

被交付者は、違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

被交付者は、違約加算金を納付したときは、公社に対し、返還報告書（第12号様

式)を提出してください。

4.5 延滞金（交付要綱第19条参照）

「4.3 助成金の返還」による返還請求を受けたにも関わらず、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

被交付者は、延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

被交付者は、延滞金を納付したときは、公社に対し、返還報告書（第 12 号様式）を提出してください。

4.6 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第20条参照）

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

4.7 助成事業の経理（交付要綱第21条参照）

被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、公社が本助成金の額の確定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から5年間保存しておかなければなりません。

5 提出書類チェックリスト及び様式記入時ポイント

交付申請書提出時書類チェックリスト

No	書類名	備考	確認
1	交付申請書（第1号様式）	● 1設備毎に申請を行います。	
	交付申請書（第1号様式付表1）		
	交付申請書（第1号様式付表2）	● 移動式のみ提出 ● 1台の車両毎に申請を行います。	
2	誓約書（第2号様式）		
3	国活動費補助金の申請書	● 国規程第6条第1項に基づくセンターへの申請に係る以下の書類の写し ➤ 交付申請書及び付表1 ➤ 新規需要創出活動計画書	
4	国活動費補助金の交付決定通知書	● 国規程第7条第2項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書（様式第2）の写し	
5	都内での運営に係る経費であることが確認できる書類	● 移動式の水素供給設備において、東京都外でも運営する場合は、都内での運営に係る部分を説明するもの	
6	その他会社が定めるもの		

実績報告書提出時書類チェックリスト

No	書類名	備考	確認
1	実績報告書（第9号様式）	● 1設備毎に報告を行います。	
	実績報告書（第9号様式付表1）		
	実績報告書（第9号様式付表2）	● 移動式のみ添付 ● 1台の車両毎に報告を行います。	
2	国活動費補助金の実績報告書	● 国規程第14条第1項に基づくセンターへの実績報告に係る以下の書類の写し ➤ 実績報告書（様式第8） ➤ 実績報告書記入用計算シート（様式8添3） ➤ 補助対象経費明細書（最終確定）（様式細4-2別添） ➤ 利益排除後の補助対象経費の計算シート（様式8添付1-1） ➤ 報告書様式H-2 ➤ 報告書様式H-3 ➤ 報告書様式H-6 ➤ 活動報告	
3	国活動費補助金の確定通知書	● 国規程第15条第1項の規定に基づきセンターが発行する確定通知書（様式第10）の写し	
4	その他会社が定めるもの		

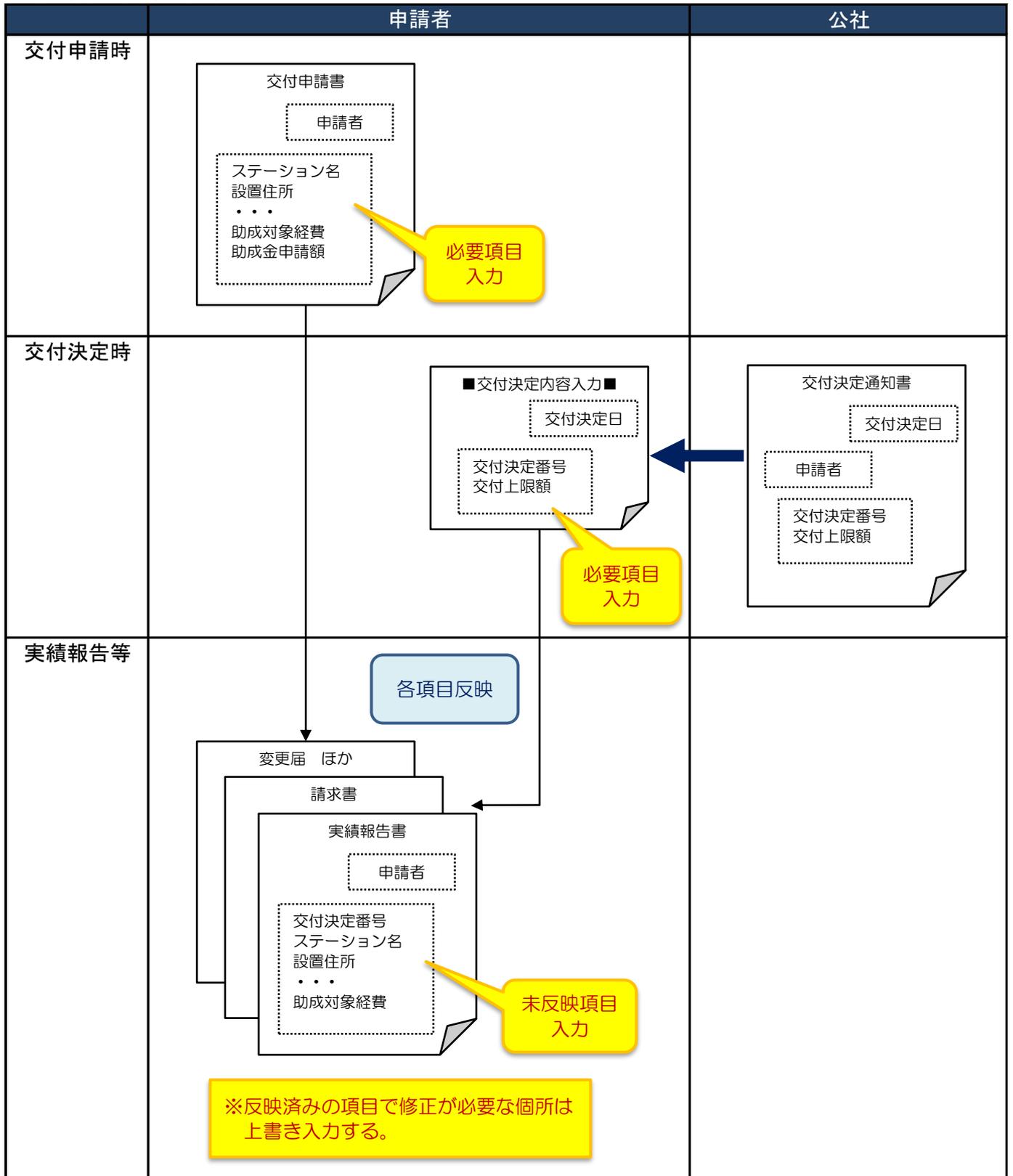
【運営費】様式一覧(申請者→ 公社)

様式	名称	提出時期/期限	備考
第1号	交付申請書	2月末まで	
第1号付表1	助成対象経費	同上	
第1号付表2	移動式水素供給設備の運営場所等	同上	定置式の場合は提出不要
第2号	誓約書	同上	
■交付決定内容入力■	(交付決定通知書) 公社→申請者		「交付決定通知書」を受領後、必要項目を入力
第5号	交付申請撤回届出書	交付決定通知受領後14日以内	
第6号	助成事業内容変更申請書	変更前事前申請	変更(設備仕様又は能力・設備住所・移動式設備の運営場所及び場所数・運営日の大幅な変更ほか)・継承・中止又は廃止
第6号別紙	助成対象経費(変更後)	同上	同上
第8号	変更届出書	速やかに届出	被交付者の住所・名称・代表者氏名・登録印の変更
第9号	実績報告書	国補助金の額確定日から30日以内	
第9号付表1	助成対象経費	同上	
第9号付表2	移動式水素供給設備の運営場所等	同上	定置式の場合は提出不要
第11号	請求書		
第12号	返還報告書		

<様式作成のポイント>

- ・はじめに、「交付申請書」に入力してください。
- ・他の様式で「交付申請書」と同一項目については、自動的に反映されます(一部項目は除く)。
- ・「交付決定通知書」を受領したら、[■交付決定内容入力■]シートに必要事項を入力してください。「実績報告書」などの他の様式に反映されます。
- ・上記で反映しない項目は、各様式で直接入力してください。
- ・上記で反映後、相違や変更が生じた場合は、各様式で該当項目に直接入力してください(関数削除可)。

<様式間の項目反映イメージ>



燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費の助成金
交付申請書

作成日 令和2年12月1日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

事業者名 水素需要創出活動株式会社
代表者名 代表取締役 燃料 電池

登録
印

燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費の助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。
なお、同要綱に定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

申請内容		
—	—	
水素供給設備名称	新宿水素ステーション	
設置事業所住所	東京都新宿区新宿9-8-7	
国活動費補助金	交付決定番号	—水活—第2999号
	交付決定日	令和2年4月20日
水素供給設備	供給方式	<input type="checkbox"/> オンサイト <input checked="" type="checkbox"/> オフサイト <input type="checkbox"/> 移動式 <input type="checkbox"/> 燃料電池バス対応(1系統) <input type="checkbox"/> 燃料電池バス対応(2系統) <input checked="" type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> 液化水素対応設備
	水素供給能力	300 Nm ³ /h 以上
	運営場所数 (移動式の場合)	都内 箇所 都外 箇所
運営開始日	平成28年9月1日	
国活動費補助金	対象経費	45,123,456 円
	交付決定額	22,000,000 円
助成対象経費	45,123,456 円	
事業者規模	<input checked="" type="checkbox"/> 大規模事業者 <input type="checkbox"/> 中小事業者	
助成金申請額	5,000,000 円	
本助成事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

担当者	氏名	水素 太郎	電話	03-1234-5678
	部署	新エネルギー本部 水素事業課 水素ステーション係		
	住所	〒123-4567 東京都千代田区千代田10-11-12 ABCビル1階		
	メール	suiso-st@energy.com		

第1号様式(運営費: 交付申請書)

★:他の様式で入力した内容を自動表示(相違や変更が生じた場合は該当項目に直接入力)

項目	説明
作成日	本申請書の作成日 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示>
事業者名	申請する事業者名を入力
代表者名	公的証明書に記載されている役職と代表者を入力
登録印	登録印を押印(Jグランツの場合は不要)
(注)連名による申請の場合(例:事業者①、事業者②) <ul style="list-style-type: none"> ・事業者①の情報は申請書向かって左側に入力 ・事業者②の情報は申請書向かって右側に入力 	
—	—
水素供給設備名称	申請する水素ステーションの名称を入力
設置事業所住所	申請する水素ステーションの住所を入力
国 交付決定番号	国活動費補助金の交付決定通知書(様式第2)「補助金交付決定番号」を入力
国 交付決定日	国活動費補助金の交付決定通知書(様式第2)「交付決定日」を入力 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示>
供給方式	該当するものすべてに■を選択
水素供給能力	水素供給能力を入力(必要に応じて"以上"や"未満"の追記可)
運営場所数 (移動式の場合)	【移動式の場合】移動式水素供給設備の運営場所等(第1号様式付表2)をもとに都内と都外の運営場所数を入力
運営開始日	国活動費補助金の交付申請書(様式第1)「運営開始(予定)日」を入力 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示>
国 対象経費	国活動費補助金の交付申請書(様式第1)「補助対象経費」を入力
国 交付決定額	国活動費補助金の交付決定通知書(様式第2)「補助金交付上限額」を入力
★ 助成対象経費	助成金算定(第1号様式付表1)「助成対象経費」を表示
事業者規模	該当するものに■を選択
助成金申請額	該当する助成金額を記入
利益排除の有無	該当するものに■を選択
氏名/電話	申請担当者の氏名と電話番号を入力
部署	申請担当者の所属部署を入力
郵便番号/住所	通知文書の送付先郵便番号と住所を入力
メール	申請担当者のメールアドレスを入力

助成対象経費

	内 訳	国活動費補助金の 対象経費（税別）	助成対象経費（税別） <都内での運営に限る>
新規需要 創出活動費	1 人件費	6,000,000	6,000,000
	2 修繕費	15,000,000	15,000,000
	3 警備費		
	4 水道光熱費	2,000,000	2,000,000
	5 通信費		
	6 備品費		
	7 消耗品費	500,000	500,000
	8 賃借料		
	9 印刷費		
	10 業務委託費	20,000,000	20,000,000
	11 外注費	2,000,000	2,000,000
	12 保険料		
	13 その他（その他燃料電池自動車の需要 を創出するために必要な経費）		
	14 活動費小計	45,500,000	45,500,000
排利 除益	15 利益排除額合計	0	0
	16 利益排除後の活動費小計	45,500,000	45,500,000
管 理 費	17 一般管理費	4,672,850	4,672,850
	18 諸経費		
	19 管理費小計	4,672,850	4,672,850
	20 合計	50,172,850	50,172,850

助成金算定

	入力 / 計算項目	入力値 / 計算値
助 成 対 象 経 費	助成対象経費	45,123,456
	国補助金交付決定額	22,000,000
	都助成金上限額	12,123,456
助 成 金 額	大規模事業者の助成金申請額算出	6,061,728
	大規模事業者の助成金申請額算出（千円未満切り捨て）	6,061,000
	大規模事業者の助成金申請額（燃料電池バス2系統）	6,061,000
	大規模事業者の助成金申請額（燃料電池バス2系統以外）	5,000,000
	中小事業者の助成金申請額算出	12,123,456
	中小事業者の助成金申請額算出（千円未満切り捨て）	12,123,000
	中小事業者の助成金申請額（燃料電池バス2系統）	12,123,000
	中小事業者の助成金申請額（燃料電池バス2系統以外）	10,000,000

第1号様式 付表1(運営費:助成対象経費)

項目/単位	説明
人件費	「国活動費補助金の対象経費(税別)」の列(No.1~13) 国活動費補助金の補助対象経費(様式1付表1)の各経費を入力。
修繕費	
警備費	
水道光熱費	
通信費	
備品費	
消耗品費	
賃借料	
印刷費	
業務委託費	
外注費	
保険料	
その他(その他燃料電池自動車の需要を創出するために必要な経費)	
活動費小計	
利益排除額合計	
利益排除後の活動費小計	=No.14-No.15
一般管理費	=No.16X10.27% <小数点以下切り捨て>
諸経費	国活動費補助金の補助対象経費(様式1付表1)の「諸経費」を入力
管理費小計	=No.17+No.18
合計	=No.16+No.19
項目/単位	説明
円	国活動費補助金の交付申請書(様式第1)「補助対象経費」を入力
円	国活動費補助金の補助金交付上限額を入力
円	=助成対象経費- (補助金交付決定額÷2×3)
円	=都助成金上限額÷2
円	千円未満切り捨て
円	燃料電池バス対応2系統化の場合の上限金額は2,000万円
円	それ以外の場合の上限金額は500万円
円	=都助成金上限額
円	千円未満切り捨て
円	燃料電池バス対応2系統化の場合の上限金額は4,000万円
円	それ以外の場合の上限金額は1,000万円

移動式水素供給設備の運営場所等

※定置式の場合は不要

	住所	運営場所に設置する 付帯設備の有無(設備名称)
設置事業所	東京都新宿区新宿9-8-7	—
運営場所1	東京都新宿区新宿9-8-7	(新宿水素ステーション、ディーゼル発電機、エアコンプレッサ、キャンピングカー)
運営場所2		
運営場所3		

第1号様式 付表2(運営費:移動式水素供給設備の運営場所等)

※定置式の場合は提出不要。

★:他の様式で入力した内容を自動表示(相違や変更が生じた場合は該当項目に直接入力)

項目	説明
★ 設置事業所	交付申請書(第1号様式)「設置事業所住所」を表示
運営場所1～3 住所	国活動費補助金の交付申請 移動式水素供給設備の運用場所(様式1付表2)「運用場所住所1～3」を入力
運営場所1～3 付帯設備	"有"の場合は設備名称を入力
—	—

誓約書

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費の助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が交付要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第16条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第17条に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

令和2年12月1日

住 所 〒 123-4567

東京都千代田区千代田10-11-12 ABCビル1階

事業者名 水素需要創出活動株式会社

代表者名 代表取締役 燃料 電池



* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第2号様式(運営費:誓約書)

★:他の様式で入力した内容を自動表示(相違や変更が生じた場合は該当項目に直接入力)

項目	説明
★ 作成日	交付申請書(第1号様式)「作成日」を表示
郵便番号	申請する事業者の郵便番号を入力
住所	申請する事業者の住所を入力
★ 事業者名	交付申請書(第1号様式)「事業者名」を表示
★ 代表者名	交付申請書(第1号様式)「代表者名」を表示
★	(上記の続きがあれば表示)
登録印	登録印を押印(Jグランツの場合は不要)
郵便番号(連名)	【連名の場合】申請する事業者の郵便番号を入力(※)
住所(連名)	【連名の場合】申請する事業者の住所を入力(※)
★ 事業者名(連名)	【連名の場合】交付申請書(第1号様式)「事業者名」を表示(※)
★ 代表者名(連名)	【連名の場合】交付申請書(第1号様式)「代表者名」を表示(※)
登録印(連名)	【連名の場合】登録印を押印(※)(Jグランツの場合は不要)

※連名の場合は、交付申請書の向かって右側に記載した事業者を対象とする。

記入例

助成対象経費

単位：円

	内 訳	国活動費補助金の 対象経費（税別）	助成対象経費(税別) <都内での運営に限る>
新規 需要 創出 活動費	1 人件費	8,000,000	8,000,000
	2 修繕費	10,000,000	10,000,000
	3 警備費		
	4 水道光熱費	3,000,000	3,000,000
	5 通信費		
	6 備品費		
	7 消耗品費	1,000,000	1,000,000
	8 賃借料		
	9 印刷費		
	10 業務委託費	18,000,000	18,000,000
	11 外注費	1,000,000	1,000,000
	12 保険料		
	13 その他（その他燃料電池自動車の需要 を創出するために必要な経費）		
	14 活動費小計	41,000,000	41,000,000
排利 除益	15 利益排除額合計	1,000,000	1,000,000
	16 利益排除後の活動費小計	40,000,000	40,000,000
管 理 費	17 一般管理費	4,108,000	4,108,000
	18 諸経費		
	19 管理費小計	4,108,000	4,108,000
	20 合計	44,108,000	44,108,000

助成金算定

	入力 / 計算項目	入力値 / 計算値
助 成 対 象 経 費	助成対象経費	40,123,000
	国補助金額確定額	19,909,502
	都助成金上限額	10,258,747
助 成 金 額	大規模事業者の助成金実績額算出	5,129,373
	大規模事業者の助成金実績額算出（千円未満切り捨て）	5,129,000
	大規模事業者の助成金実績額（燃料電池バス2系統）	5,129,000
	大規模事業者の助成金実績額（燃料電池バス2系統以外）	5,000,000
	中小事業者の助成金実績額算出	10,258,747
	中小事業者の助成金実績額算出（千円未満切り捨て）	10,258,000
	中小事業者の助成金実績額（燃料電池バス2系統）	10,258,000
	中小事業者の助成金実績額（燃料電池バス2系統以外）	10,000,000

第9号様式 付表1(運営費:助成対象経費)

項目/単位	説明	
人件費	「国活動費補助金の対象経費(税別)」の列(No.1~13) 国活動費補助金の補助対象経費(最終確定)(様式細4-2別添)の各経費を入力。 「助成対象経費(税別)〈都内での運営に限る〉」の列(No.1~13) 都内のみで運営している場合は、国活動費補助金と同額 都外でも運営している場合は、都内分の経費を入力する	
修繕費		
警備費		
水道光熱費		
通信費		
備品費		
消耗品費		
賃借料		
印刷費		
業務委託費		
外注費		
保険料		
その他(その他燃料電池自動車の需要を創出するために必要な経費)		
活動費小計		=No.1~No.13の合計
利益排除額合計		
利益排除後の活動費小計	=No.14-No.15	
一般管理費	=No.16X10.27% <小数点以下切り捨て>	
諸経費	国活動費補助金の補助対象経費(最終確定)(様式細4-2別添)の「諸経費」を入力	
管理費小計	=No.17+No.18	
合計	=No.16+No.19	
項目/単位	説明	
円	国活動補助金の実績報告書(様式第8)「補助金対象経費」を入力	
円	国活動費補助金の確定額を入力	
円	=助成対象経費-(国活動費補助金の確定額÷2×3)	
円	=都助成金上限額÷2	
円	千円未満切り捨て	
円	燃料電池バス対応2系統化の場合の上限金額は2,000万円	
円	それ以外の場合の上限金額は500万円	
円	=都助成金上限額	
円	千円未満切り捨て	
円	燃料電池バス対応2系統化の場合の上限金額は4,000万円	
円	それ以外の場合の上限金額は1,000万円	

移動式水素供給設備の運営場所等

※定置式の場合は不要

	住所	運営場所に設置する 付帯設備の有無(設備名称)
設置事業所	東京都新宿区新宿9-8-7	—
運営場所1	東京都新宿区新宿9-8-7	(新宿水素ステーション、ディーゼル 発電機、エアコンプレッサ、キャンピ ングカー)
運営場所2		
運営場所3		

第9号様式 付表2(運営費:移動式水素供給設備の運営場所等)

※定置式の場合は提出不要。

★:他の様式で入力した内容を自動表示(相違や変更が生じた場合は該当項目に直接入力)

項目	説明
★ 設置事業所	交付申請 移動式水素供給設備の運営場所等(第1号様式付表2)「設置事業所」を表示
★ 運営場所1~3 住所	交付申請 移動式水素供給設備の運営場所等(第1号様式付表2)「運営場所住所1~3」を表示
★ 運営場所1~3 付帯設備	交付申請 移動式水素供給設備の運営場所等(第1号様式付表2)「運用場所付帯設備1~3」を表示
★ —	—

(参考) 関連ホームページの御案内

実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen_act/index.html

**燃料電池自動車用水素供給設備
需要創出活動費支援事業
(設備運営費)
助成金申請書類作成の手引き**

□発行・編集 令和2年10月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 10階
TEL：03-5990-5159